

会 議 録

会 議 名	2024 年度第 1 回東浦町水道事業及び下水道事業審議会	
開 催 日 時	令和 6 年 9 月 18 日（水） 午後 6 時から午後 8 時まで	
開 催 場 所	東浦町役場本庁舎 3 階 合同委員会室	
出 席 者	委員	千頭 聡委員（会長）、榎本 訓康委員（副会長） 齊藤 由里恵委員、城野 沙織委員、中山 奏雄委員、 玉木 知恵委員、広瀬 元光委員、長坂 友彦委員、 後藤 知西委員 （欠席委員 1 名）
	事務局	日高町長（諮問書交付後退席）、三宅建設部長 黒田建設部兼都市整備部技監、田中上下水道課長 浅田課長補佐兼下水道工務係長、石井下水道業務係長 竹内主査、唐鎌主事、村瀬技師、城平技師
議 題	下水道使用料の適正化について	
傍聴者の数	0 名	
審 議 内 容	1 町長あいさつ 2 委員自己紹介 3 会長、副会長について 4 町長諮問 5 議題 6 その他	
備 考		

審議内容

資料による説明後の質疑・意見等は以下のとおり。

【質疑・意見等】

○会長

今回の審議すべき事項として、下水道使用料の値上げを段階的に行うか1度で行うかなどの改定時期及び使用料改定するにあたり使用料体系をどのように変えていくかについて、審議していく必要がある。

まず、先ほどの説明を受けて、各委員に質疑や意見等があれば伺う。

○委員

基本水量の有無や超過使用料についての説明があったが、基本使用料については改定する予定はないのか。

●事務局

基本使用料の改定も検討している。上げなければ現状の基本使用料と超過使用料の割合が大幅に変わってしまう。

○会長

本来であれば、基本使用料を大幅に値上げすべきだが、公共下水道の使用者負担を考えると厳しいものがある。

○委員

水道・公共下水道の使用者として生活しているが、普段の生活で水道料金及び下水道使用料をあまり意識していなかった。昨今、物価上昇により多くのものが値上げしてきており、苦しい生活を送っている中で、下水道使用料の値上げは、少なからず反対の意見が出ると思われるが、費用がどれだけ掛かっているか等、知らない方が多いと思うため、理解すれば仕方ないとなると思う。

段階的に値上げするとしても、その度にシステム改修費用等が発生すると思われるので、まとめて値上げしても良いのではと考える。

●事務局

段階的な値上げをすることで、その都度、住民周知に係る費用やシステム改修費用は出てくる。概算ではあるが最大で200万円から250万円は掛かる見込み。

○委員

経費回収率60%から80%にすることを目標としているが、将来的には100%にすることを検討しているのか。

○会長

当面の間は、「東浦町下水道事業経営戦略」に基づき、経費回収率80%を目指すこととしている。

●事務局

最終的には、100%を目指していく。「東浦町下水道事業経営戦略」に記載されている

ロードマップでは、令和 10 年度に下水道使用料改定後の効果検証を実施し、令和 13 年度に 2 回目の使用料改定を行う予定のため、令和 13 年度に経費回収率 100%を目指すこととしたい。その際には、また審議会を開催することを想定している。

○委員

現状、汚水事業に係る費用の不足分を公共下水道を使用していない住民の税金で賄っていることを鑑みれば、下水道使用料は値上げするべきだと考える。

○委員

資料（5 ページ）にあるとおり東浦町の公共下水道普及率は 86.7%（令和 5 年度末時点）で、整備は概成しており、新規の整備は減少している。また、愛知県の浄化センターで受け入れている汚水量も横ばいに推移していることから、今後は維持管理が主になっていく。

東浦町の使用料体系を見ると従量制を採用しており、汚水排水を多く使用する使用者の負担が大きくなるような体系になっているが、維持管理が主になっていく中で公平に負担されるように使用料体系を見直すことが望ましいと考える。

また、基本使用料と超過使用料の割合について、全国的に 3：7（基本使用料：超過使用料）が多いが、東浦町は、42.9%（基本使用料）57.1%（超過使用料）であるため、経営の健全化を考慮すると、この割合を維持した使用料改定を進めるべき。

○委員

経営健全化のため、下水道施設の安定的な稼働を持続させることが必要である。今後、下水道施設の改築時期等は「東浦町下水道事業経営戦略」の際にシュミレーションしていると思われるが、それらを考慮した結果、使用料体系をどのように改定させ、どのように公正な使用料負担を行っていくかを審議していくべき。

また、今回の下水道使用料改定をするにあたり問題点となるのが経費回収率である。目標としている経費回収率 80%を実現するのに下水道使用料の改定率 34%が必要だが、現在の使用料体系を用いて目指すのか、体系自体を変えていくのが難しいところである。経費回収率を上げることを基本とし、経営健全化を目指すとなると 2 段階、3 段階と分けて改定をしていくことになるのではと考える。

なお、東浦町は、基本使用料と超過使用料が 42.9%と 57.1%と基本使用料の割合が大きいので、この割合を維持した使用料改定をすれば経営は安定されると思われるが、小口使用者の負担が大きくなってしまう。

○委員

気になった点は、説明の中で今年度中に大規模工場が公共下水道に接続されるとの話があったが、どの程度の影響があるのかと、接続人口件数が増加傾向にあるのとのことだが、減少に転じるのはいつ頃かという 2 点。

使用料改定時期については、一般会計から繰り入れている分の解消を軸に考えた方がよいと思われる。また、基本使用料と超過使用料の割合について、基本使用料の割合

が大きく、超過使用料が少ないという考えもあるので、基本使用料と超過使用料の割合については、よく考え直すべきである。

●事務局

大規模工場は、現在、具体的な影響（金額や排水量等）については見込むことができない。

接続人口件数の今後の見込みについて、処理区域内人口や市街化区域人口については直近 10 年間で横ばいや緩やかに減少しており、公共下水道未接続の新規接続が多少増加することも考えれば、接続人口が大きく増加したり、減少したりすることはないと思われる。

○会長

東浦町は、基本使用料と超過使用料の割合が全国平均で見れば基本使用料の割合の方が高いことがわかった。経営安定化するためには基本使用料の割合が高い方がよいが、一般家庭にとっては負担になるという矛盾した問題が起こってしまうので、結果どのように使用料改定を実施すべきかが論点になる。

加えて、質疑や意見があれば伺う。

○委員

今後のスケジュールについて、第 2 回で使用料改定の案を事務局が提示するにあたり、第 1 回の審議会で決めなければならないことはあるか。

●事務局

第 1 回では、東浦町下水道事業の現状を委員の方々に認識してもらった上で、様々な意見をもらいたいと考えている。それらを踏まえた使用料改定案を第 2 回で提示する予定。

○会長

第 2 回で使用料改定案が提示されると思うが、多くの案が考えられる。ある程度絞った案を提示してもらう必要があるため、委員側は意見を出さなければならない。

また、委員から出された意見で使用料改定を段階的に上げる話があったが、懸念されることとして、水道料金の改定も重複する可能性があり、水道料金との兼ね合いも考えながら、検討していく必要がある。

○委員

段階的に上げることについては、全国平均の改定率と比べて東浦町は下水道使用料改定率 34%と平均より高い改定率であるから段階的な値上げを推奨しているのではなく、東浦町の状況に合わせて経営健全化を目指していくとなると 1 回の使用料改定では難しいのではという意味で意見した。

○会長

次回の審議会では、基本使用料の割合、基本水量、逓増度の割合などの課題解決に向けた使用料案をいくつか提示してもらおうと思われる。一方、先程の委員の意見から、

東浦町のあるべき姿を目指した使用料改定案も提示して良いかとも思われるが、使用者負担が大きくなる可能性があるので双方が納得するような経営健全化に向かった案をプラン1やプラン2と提示してもらおうと良いのではと思われる。

○委員

愛知県内の各自治体でも使用料改定を行っているが、多くが基本水量の廃止を行っている。

東浦町は0 m³から10 m³は超過使用料を取っていない。現在、基本水量内で負担している使用者が資料（49 ページ）にあるとおり約4,000件とあるため、基本水量を廃止する場合、公平性についての議論が次回の審議会で出てくると思われる。

また、超過使用料について、改定幅の課題が出てくると思うが、東浦町の水量別の使用状況を考慮して議論していくべき。

○委員

基本水量の廃止については賛成である。先程の意見のとおり多くの自治体が基本水量を廃止している。春日井市の例で見ても基本水量を廃止した後、1回目の単価が10円、2回目の単価が25円であるが、金額の増加としてはそこまで大きくないため、東浦町も基本水量を廃止しても良いと思われる。

○会長

下水道経営の健全化を目指しつつ、比較的住民の負担を抑えられるような使用料改定案をベースとして、そこからそれぞれの課題に対して解決できるような使用料改定案を事務局から提示してもらおうと議論がしやすい。

最終的に、使用料改定案の根拠などを明確にできるように審議を進めていきたい。

事務局から最後に何かあるか。

●事務局

今後の審議会の日程について、第2回は令和6年11月5日火曜日、第3回は令和7年1月21日火曜日、第4回は令和7年3月6日木曜日を予定している。

また、欠席の委員には、後日、審議会の内容を伝え、意見をもらう予定。

○会長

以上で審議회를終了する。